

傷病野生鳥獣の保護について（鳥獣保護センターの整備）

環境局自然保護課

1 要旨

第 12 次鳥獣保護管理計画策定にあたり、鳥獣保護管理部会から付帯意見として示された、鳥獣保護センターの整備に関する検討状況について、傷病野生鳥獣保護の対応状況や先進県等他県の状況調査結果等を踏まえて報告する。

2 傷病野生鳥獣保護の状況

(1) 傷病野生鳥獣保護の対応状況

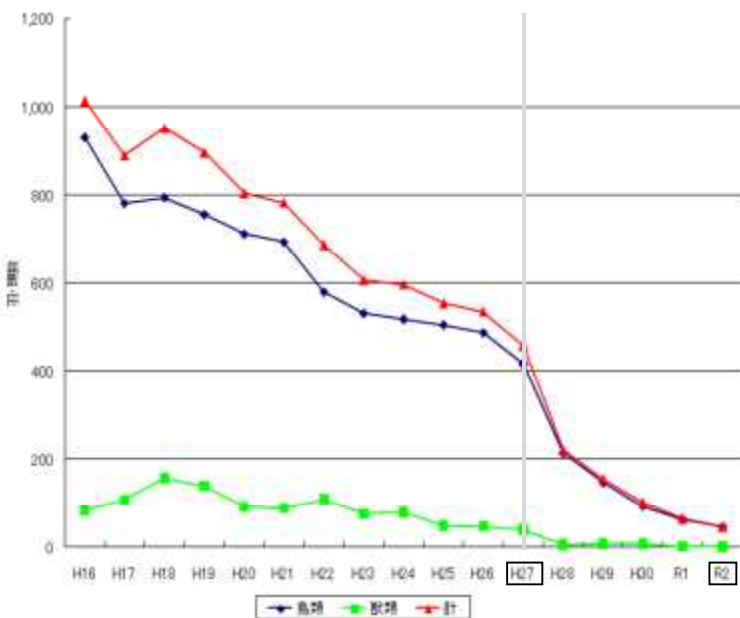
- ・ 国の指針等に基づき、農林水産業等に多大な被害を与えかつ生息数も多い種、外来種などは傷病野生鳥獣の保護対象種から除外している。

(2) 現在の委託状況

- ・ 本県では、傷病野生鳥獣の保護治療については、公立動物園の 2 施設に委託。（静岡市立日本平動物園、浜松市立動物園の 2 か所。「傷病鳥獣保護センター」として保護活動を実施。）

(3) 傷病野生鳥獣保護収容件数の推移

⇒ 受入数が大きく減少し始めた平成 27 年度と比較し、傷病野生鳥獣の収容数は 1/10 程度 となり、委託先である動物園からも、おおむね適正な数となってきたとの評価をいただいている。



年度	鳥類	獣類	計
H16	930	84	1,014
H17	781	108	889
H18	794	157	951
H19	756	140	896
H20	712	92	804
H21	694	89	783
H22	579	109	688
H23	531	76	607
H24	518	79	597
H25	505	49	554
H26	487	48	535
H27	417	40	457
H28	215	6	221
H29	148	8	156
H30	94	8	102
R1	63	2	65
R2	46	1	47

1/10

<鳥獣保護管理部会報告>

3 先進県等他県の状況調査結果

- ・令和2年度に全国の傷病鳥獣保護センター等の設置状況を調査した結果、県直営11件、指定管理・委託11件、未設置25件であった。
- ・近年設置したセンターは、動物愛護センター内に併設（岐阜県、大阪府）され、傷病鳥獣保護機能以外の機能も併せ持っている「動物愛護施設」を活用して設置した施設となっている。
- ・平成26年度設置の岐阜県野生鳥獣リハビリセンターは、事務所が併設する動物愛護センターと共有で、獣医師を含め全員兼務している。リハビリセンターは直営だが、診療・治療は委託している。
- ・平成29年度設置の大阪府動物愛護管理センター内の傷病野生鳥獣保護施設は、動物愛護管理センターの一部として設置されている。

全国の傷病鳥獣保護センター設置等の状況（R3.3調査結果）

都道府県名	都道府県立センターあり				都道府県立センターなし			
	県直営	指定管理	委託	センター名	設置年度	動物園	獣医師	その他団体等
北海道						○	○	○
青森県	○			青森県鳥獣保護センター	S60			
岩手県	○			岩手県鳥獣保護センター	S46			
宮城県								○
秋田県			○	秋田県鳥獣保護センター	S48			
山形県								○
福島県	○			野生生物共生センター（旧鳥獣保護センター統合）	S54(H26)			
茨城県		○		茨城県鳥獣センター	S54			
栃木県			○	県民の森管理事務所	S49			
群馬県	○			野鳥病院	S51			
埼玉県	○			鳥獣保護センター（研究施設のため非公開）	H26			
千葉県							○	○
東京都							○	○
神奈川県	○			自然環境保全センター	S53			
新潟県	○			新潟県愛鳥センター	H2			
富山県		○		富山県鳥獣保護センター	S59			
石川県		○		いしかわ動物園	H11			
福井県	○			福井県鳥獣保護センター	S54			
山梨県		○		鳥獣センター	S51			
長野県						○	○	○
☆ 岐阜県	○			野生鳥獣リハビリセンター（動物愛護センター内）	H26			
静岡県						○		
愛知県		○		愛知県弥富野鳥園	S50			
三重県								○
滋賀県							○	○
京都府						○	○	
☆ 大阪府	○			動物愛護センター内	H29			
兵庫県								○
奈良県							○	○
和歌山県	○			鳥獣保護センター（動物愛護センター内・非公開）	H12			
鳥取県						○		○
島根県							○	
岡山県		○		岡山県自然保護センター	H3			
広島県						○	○	○
山口県			○	常盤動物園内	S38			
徳島県								○
香川県		○		香川県野生鳥獣保護センター	H23			
愛媛県						○		
高知県						○	○	○
福岡県						○	○	○
佐賀県						○		○
長崎県						○	○	
熊本県			○	熊本県鳥獣保護センター	S56			
大分県							○	
宮崎県						○	○	○
鹿児島県							○	
沖縄県							○	○
計	11	7	4			12	16	18
	22府県					25都道府県		

<鳥獣保護管理部会報告>

4 これまでの経緯

○H30.7.19の部会での報告事項

- ・H30当初予算の結果において、新規施設整備は認められなかったため、既存の仕組みの中で、傷病野生鳥獣の保護治療について対応する。

○R2.7.16の部会での報告事項

- ・現在の委託状況（2（2）と同じ）
- ・今後の対応方針

令和3年度の鳥獣保護管理部会において次期対応方針について協議し、第13次鳥獣保護管理事業計画に反映させる。

○R2.7.16報告時の委員意見

- ・日本獣医師会が「今後の鳥獣保護センターについて」「野生鳥獣保護管理のあり方」について提言をしており、委員として参加をしている。今後の新たな予算要求の参考としていただきたい。
- ・主な点としては、傷病個体の収容だけでなく、人畜共通の感染症対策ということも必要であるとしているので、参考としていただきたい。

5 第13次鳥獣保護管理事業計画（案）への反映

上記2～4の状況を踏まえて第13次鳥獣保護管理事業計画（案）へ下記のとおり反映する。

○第12次静岡県鳥獣保護管理事業計画(H29～R3)

4 鳥獣保護センター等の設置

「鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発（傷病鳥獣の保護を含む。）を行い、鳥獣保護管理の拠点となる鳥獣保護センターについては、先進県の状況について情報収集するとともに、市町や民間団体等の関係機関との役割分担を含め、その必要性を整理した上で、求められる施設の機能、設置場所、施設・設備、運営体制等の原案を作成する。」

鳥獣保護管理部会としての付帯意見(H29.2.13)

鳥獣保護センター設置に向けて最大限努力するとともに、検討状況について定期的に部会で報告すること。



○第13次静岡県鳥獣保護管理事業計画<案> (R4～R8)

4 鳥獣保護センター機能のあり方

「鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発（傷病鳥獣の保護を含む。）を行い、鳥獣保護管理の拠点となる鳥獣保護センター機能のあり方については、先進県の状況について情報収集するとともに、市町や民間団体等の関係機関との役割分担を含め、今後も引き続き検討する。」

上記とする理由等：

鳥獣保護センターについては、現状の傷病鳥獣の収容件数が減少していることに鑑み、センター機能のあり方がどうあるべきか幅広く検討する必要がある、また、主体も市町や民間団体等の関係機関を含めて幅広く検討する必要がある。